

【南区版】令和9年4月保育所等利用申請のご案内

令和9年度横浜市保育所等利用案内は右側のQRコードでご確認いただくか
横浜市 保育 令和9年度で検索してください。



南区にお住まいの方で、令和9年4月から新たに保育所等の入所を希望する児童の申請を受け付けます。現在、令和8年度の申請中で、利用保留中（転園申請も含む）の方も改めて申請が必要です。

横浜市外の保育所等への申請および横浜市外からの申請の方は、『令和9年度 横浜市保育所等利用案内』のP.14をご確認ください。

■ 申請方法

原則、マイナポータルからのオンライン申請となります。

※オンライン申請については『令和9年度 横浜市保育所等利用案内』のP.12～13をご確認ください。

※やむを得ず、オンライン申請を行うことが出来ない場合は、下記宛先に申請書類を郵送してください。

4月一次申請・不足書類（消印有効）

〒231-8350 横浜市こども青少年局 認定・利用調整事務センター

■ 申請期間：令和8年10月1日（木）～ 令和8年10月28日（水）

※郵送は締切日消印有効、オンラインは23時59分までの送信分が有効

☆障害、発育・発達の流れ、医療ケア、重い食物アレルギーなど個別に配慮が必要なお子さんの場合

・南区役所こども家庭支援課窓口へ直接申請してください。

・受付には事前予約が必要です。10月14日（水）までに南区役所こども家庭支援課へご連絡ください。

→ 事前予約 電話 045-341-1152

＜申請に必要な書類＞

必ず『令和9年度 横浜市保育所等利用案内』のP.16～19をご確認ください。

求職中の場合を除き『保育を必要とすることを証明する書類（就労証明書等）』が必要です。

※オンライン申請の際に、ファイルをアップロードしてください。

郵送の場合は、申請書類一式（☐A・☐B・☐D・保育を必要とすることを証明する書類）が必要となります。
下記2点についても忘れずに同封してください。

・『提出書類確認票（兼重要事項確認票）』・・・太枠内に記入又はチェック後、ご提出ください。

・『返信用封筒』・・・110円切手を貼り、返信先の宛先をご記入ください。

※申請書類の写しが必要な場合は事前にコピーを取るようにしてください。

◎『保育を必要とすることを証明する書類（就労証明書等）』が締切日までに揃っていない場合であっても、申請は令和8年10月28日（水）までに必ず行ってください。締切日を過ぎた申請は二次利用調整以降の対象となります。

■ 書類の追加提出、希望園の追加・順位変更の期限

令和8年11月20日（金）（オンラインは23時59分までの送信分、郵送は締切日消印有効）

注意事項（申請前に必ずお読みください）

○転園申請をして内定した場合は、元の保育所等にもどることはできません。

元の保育所等にもどるためには、改めて転園申請をする必要がありますのでご注意ください。

○空きのない保育所等も申請出来ます。

在園児の退園等で空が出た場合、受入可能数が変動する可能性があります。利用の希望があれば申請を行ってください。また、利用調整は保育所等ごとに行いますので、利用申請書には希望順位の高い順に、利用を希望する園をご記入ください。

○希望園は見学をお願いいたします。

利用が決まった場合に通えるか、条件や送り迎えが可能か等を確認してください。見学については、事前に保育所等へ直接お問い合わせください。

○早めの申請をおすすめします。

申請書類の不足・不備があった際に修正や準備できる期間が短くなりますので、お早めにご提出ください。

○認定こども園は利用料とは別に利用料以外の実費負担が発生する場合があります。

認定こども園では、利用料（保育料）とは別に、制服や遠足、給食などの費用として利用料以外の実費負担が発生する場合がありますので、申請をする前に認定こども園にご確認ください。

よくあるご質問 Q&A

Q 一次申請の結果が分かるのはいつですか？

A 1月中旬ごろに発送します。

Q 一次申請の結果、保留となりました。二次申請を再度する必要がありますか？

A 一次申請の利用調整で保留になった方は、自動的に二次申請の利用調整対象となります。
なお、二次申請期間内（下記参照）であれば希望園を追加することが可能です。

☆ 二次申請について

【申請期間】令和8年12月23日（水）～令和9年2月2日（火）**締切日必着**

【申請方法】原則オンライン申請、やむを得ずオンライン申請ができない場合は、
下記住所へ郵送で申請をしてください。

〒232-0024 横浜市南区浦舟町2-33 南区役所こども家庭支援課 保育担当

Q 一次申請での内定を辞退した場合、二次申請は可能ですか？

A 一次申請で内定が出た方は、きょうだい同園希望および転居の場合を除き二次申請はできません。
詳細は『令和9年度 横浜市保育所等利用案内』のP.20をご確認ください。

Q 出生前に利用申請することは可能ですか？

A 出生前の申請は可能です。詳細は『令和9年度 横浜市保育所等利用案内』の
P.13をご確認ください。（令和9年度よりオンライン申請での提出も可能です。）
※令和9年2月3日（水）までに出生し、令和9年2月10日（水）までに「出生後届出書」
の提出が必要です。提出がなかった場合は、利用調整の対象にはなりません。

お問い合わせ先：（電話）045-341-1149（FAX）045-341-1145

住所：〒232-0024 横浜市南区浦舟町2-33 南区役所こども家庭支援課 保育担当